

報告第13号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和5年11月29日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

5 専第 10 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 内 容     | 市が相手方に、損害賠償額として金 60,500 円を支払う。   |
| 2 | 相 手 方   | 住 所 大阪府枚方市大垣内町 1 丁目 1-1 朝日生命枚方ビル 5 F<br>氏 名 近鉄住宅管理株式会社大阪府営住宅枚方管理センター   |
| 3 | 示 談 日   | 令和 5 年 11 月 14 日   |
| 4 | 事 案 概 要 | 令和 5 年 9 月 12 日（火）午後 1 時 27 分頃、燃やすごみを収集中、交野市梅が枝 1 番付近において、ごみ排出場所まで塵芥車を後退させる際、無断進入防止用のポールと車両後部が接触し、当該ポールを損傷させたもの。 |
| 5 | そ の 他   | 相手方修理費 60,500 円<br>対物共済保険額 60,500 円<br>市持出額 0 円  |

令和 5 年 11 月 14 日

交野市長 山 本 景